

防 犯 情 報 No23

金購入名目の詐欺が発生！ 【「名義を貸して」は要注意！！】



周南市内で、金購入名目の詐欺事件が発生しました。

「権利を譲って欲しい」「名義を貸して欲しい。」は要注意です。

Aさん（80歳代、女性）宅にB商事を名乗る会社から、「C社の金を購入する権利を譲って欲しい。」「名義を貸して欲しい。」との電話があり、これを承諾しました。

すると、C社の顧問弁護士を名乗る者から、「名義貸しでたまそうとした。示談金320万円を支払えば逮捕は免れる。」と言われ、Aさんは、レターパックで現金320万円を送付して、現金をだまし取られたものです。

「金や社債等を購入する権利を譲って欲しい」「名義を貸して欲しい」と持ちかけ、現金をだまし取る手口が増加しています。

これらの言葉が出たときは要注意です！！家族や警察等に相談しましょう。

宅配便やゆうパック、レターパックで現金を送付させる商取引は絶対にありません！それは、詐欺です！！

「振り込む前に110番！」
～すぐに振り込まない、一人で振り込まない～